

第202100031250号
令和3年4月30日

県内の介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部長
(公印省略)

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス
継続支援事業補助金交付要綱の一部改正について

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等の入所者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年5月22日付第202000047670号鳥取県福祉保健部長通)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、ご了知いただきますようお願いいたします。

(改正概要)

- 1 感染等の疑いのある者に対して一定の要件のもと自費で検査をした介護施設等に対して、PCR検査等費用を補助する補助区分を追加した。
- 2 中核市である鳥取市管内の介護サービス事業所等分も含め、鳥取県において補助事業を実施するよう改めた。

(担当) 介護保険・施設担当 北村

電話: 0857(26)7175

ファクシミリ: 0857(26)8168

電子メール: kitamuratom@pref.tottori.lg.jp